



三重県公報

令和7年5月2日 (金)

第 613 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
348	救急診療所に該当しなくなった旨	(医療政策課)	2
349	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	(観光総務課)	2
公 安 委 告 示			
11	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	6
公 告			
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	9
	同件	(同)	9
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	9

告 示

三重県告示第348号

次のとおり救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和7年5月2日

三重県知事一見勝之

救急診療所の名称	救急診療所の所在地	救急診療所に該当しなくなる日
医療法人社団 青藍会 青木内科	桑名市新西方2丁目82	令和7年3月31日

三重県告示第349号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営サンアリーナの利用料金の承認(令和4年三重県告示第105号)は、令和7年6月30日限り廃止します。

令和7年5月2日

三重県知事一見勝之

1 指定管理者

株式会社スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

2 利用料金の額

(1) 施設

区分				1時間当たりの金額(円) ※()の中は、土曜日、日曜日及び休日の金額		
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
		入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円未満		44,000 (52,370)	52,370 (62,850)	66,000 (78,560)
		入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円以上		88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合	入場料を徴収しない場合		88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)
		入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円未満		22,000 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (39,800)
		入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円以上		33,510 (39,800)	37,700 (44,000)	47,130 (56,560)
		コート貸し	一面一時間につき (最大2時間まで。 照明含む。)	卓球	500	500
			バドミントン ソフトバレー	560	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス	1,520	1,520	1,520
	サブアリーナ	フットサル		2,030	2,030	2,030
		入場料を徴収しない場合		1,670 (2,080)	2,080 (2,610)	2,710 (3,130)
		入場料を徴収する場合で入場料の額が3,000円未満		10,470 (13,080)	13,080 (15,700)	15,700 (18,850)
		入場料を徴収する場合で入場		20,950	26,180	31,420

		料の額が 3,000 円以上	(26, 180)	(31, 420)	(37, 700)
音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合			20, 950 (26, 180)	26, 180 (31, 420)	31, 420 (37, 700)
式典、集会等に利用する場合			8, 370 (10, 470)	10, 470 (12, 560)	12, 560 (15, 700)
展示会、見本市等に利用する場合			12, 560 (15, 700)	15, 700 (18, 850)	18, 850 (23, 030)
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面 1 時間につき (最大 2 時間まで。 照 明 含 む。)	卓球	500	500
			バドミントン ソフトバレー	560	560
			バスケットボール バレーボール テニス	1, 520	1, 520
			フットサル	2, 030	2, 030
			ボルダリング (1 人当たり)	200	200
国際会議室			営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	9, 000 (10, 470)	10, 470 (12, 770)
			その他に利用する場合	4, 400 (5, 230)	5, 020 (6, 070)
レセプション室			営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	8, 580 (10, 050)	10, 050 (12, 150)
			その他に利用する場合	4, 180 (5, 020)	5, 020 (5, 860)
第一会議室				620 (780)	780 (930)
第二会議室				620 (780)	780 (930)
第三会議室			営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	3, 130 (3, 760)	3, 760 (4, 500)
			その他に利用する場合	1, 560 (1, 880)	1, 880 (2, 200)
第四会議室			営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1, 670 (2, 200)	2, 200 (2, 610)
			その他に利用する場合	830 (1, 030)	1, 030 (1, 250)
第五会議室			営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	3, 130 (3, 760)	3, 760 (4, 500)
			その他に利用する場合	1, 560 (1, 880)	1, 880 (2, 200)
第一特別室				3, 130	3, 130
第二特別室				3, 130	3, 130
フィットネススタジオ				830 (1, 030)	830 (1, 030)

(2) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	1 年間の金額 (円)
レストラン	2, 851, 850
その他の場所(一 平方メートル当 たり)	25 平方メートルまでの利用面積
	25 平方メートルを超えて、50 平方メートルまでの利用面積
	50 平方メートルを超えて、100 平方メートルまでの利用面積
	100 平方メートルを超えて、200 平方メートルまでの利用面積
	200 平方メートルを超える利用面積

(3) 特定設備

区 分			単 位	金 額 (円)
大型映像装置			1 時間につき	5,500
音響設備	メインアリーナ	マイク 3 本を超えて利用する場合	1 日につき	18,850
		上記以外の場合	1 日につき	3,130
	サブアリーナ		1 日につき	3,130
照明設備	メインアリーナ	全部点灯	1 時間につき	7,530
		4 分の 3 点灯	1 時間につき	6,120
		2 分の 1 点灯	1 時間につき	4,080
		4 分の 1 点灯	1 時間につき	2,030
	サブアリーナ	全部点灯	1 時間につき	2,540
		2 分の 1 点灯	1 時間につき	1,490
		4 分の 1 点灯	1 時間につき	740
冷暖房設備	メインアリーナ		1 時間につき	31,370
	サブアリーナ		1 時間につき	13,130
壁面収納可動席		1 区画 1 日につき		12,980

(4) 設備及び器具

区 分	設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
舞台装置 (1 日当たり)	組立舞台	1 台	1,350
	金屏風	1 双	2,080
	演台（花台を含む。）	1 台	2,820
	司会者用演台	1 台	1,030
	ホリゾント幕	1 枚	2,500
	大黒幕	一式	5,230
	1 文字幕	1 枚	2,080
	前引幕	1 対	5,230
	前引幕用レール	1 セット	3,130
	袖幕	1 対	1,880
	スクリーン	1 枚	5,230
	舞台照明器具（電気代を含む。）	1 灯	670
体育器具 (1 日当たり)	持込舞台照明器具電気代	1 灯	400
	電光得点表示盤	1 台	2,200
	得点・タイマー表示器	1 台	1,030
	移動式バスケットゴール	1 面	1,560
	テニス	1 面	620
	バドミントン	1 面	300
	バレー ボール	1 面	1,250
	レスリング用具	1 面	2,610
	ソフトバレー ボール	1 面	620
	卓球用具	1 面	200
	ハンドボールゴール	1 面	410
	柔道用畳	1 枚	20
	ボクシンググローブ	一式	1,670
	新体操マット	1 面	2,080
	体操（男子種目）	一式	12,560

体操 (女子種目)	一式	10,470	
体操マット	1面	2,080	
フットサルゴール	1面	410	
ボルダリング	1面	3,050	
ボルダリング (2 時間以内)	1面	1,830	
トレーニング室	基本利用	1回 (2 時間単位)	500
		当月	4,400
		休室料	16,500
	ボルダリング (2 時間以内) (オプション利用)	1回	300
その他 (1 日当たり)	吊り物用バトン	1本	1,030
	椅子	1脚	20
	長机	1卓	50
	フォークリフト	1台	6,280
	コンパネ	1枚	50
	フロアシート (非防水)	1枚	580
	ピンスポット (電気代を含む。)	1台	2,710
	パーテーションパネル	1枚	300
	フックランプ	1個	150
	ピクチャーハンガー	2本1組	50
	平台	1枚	300
	イントレ	1坪・段	2,080
	地絆	1枚	5,230
	布ケコミ	1枚	2,610
	国旗	1枚	2,080
	県旗	1枚	2,080
	袖パネル	1枚	1,030
	国際会議室・レセプション室用看板	1枚	1,030
	看板印刷	1m	1,030
	持込電気機器電気代 (小口A)	1 コンセント	670
	持込電気機器電気代 (小口B)	1台	260
	仮設電源利用料	1 プレーカー	4,080
	メインアリーナ諸室モニター装置	一式	3,300
	プロジェクター (小)	1台	5,230
	ワイヤレススピーカー	1台	1,560
	ピアノ	1台	10,470
	テント	1張	10,470
	白布	1枚	2,200
	円型テーブルクロス	1枚	2,200

3 利用承認の年月日

令和7年4月22日

4 利用料金の適用年月日

令和7年7月1日

公安委告示

三重県公安委員会告示第11号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和7年5月2日

三重県公安委員会委員長　志　田　幸　雄

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和7年6月10日(火)	令和7年5月19日(月)から同月23日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和7年6月10日(火)	
3	準中型自動車免許	令和7年6月9日(月)	
4	普通自動車免許	令和7年7月28日(月)及び同月29日(火)	令和7年7月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後4時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和7年6月9日(月)	令和7年5月19日(月)から同月23日(金)までの午前9時から午後4時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和7年6月3日(火)	
7	普通自動二輪車免許	令和7年6月3日(火)	
8	牽引免許 <small>けん</small>	令和7年6月9日(月)	
9	大型自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	
10	中型自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	
11	普通自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和7年6月10日(火)	令和7年5月19日(月)から同月23日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2	中型自動車免許	令和7年6月10日(火)	
3	準中型自動車免許	令和7年6月9日(月)	
4	普通自動車免許	令和7年6月4日(水)から同月6日(金)まで	
5	大型特殊自動車免許	令和7年6月9日(月)	
6	大型自動二輪車免許	令和7年6月3日(火)	
7	普通自動二輪車免許	令和7年6月3日(火)	
8	牽引免許	令和7年6月9日(月)	
9	大型自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	
10	中型自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	
11	普通自動車第二種免許	令和7年6月12日(木)	

2 実施場所

三重県津市垂水2566番地

三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係(電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。)へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 7 年 5 月 2 日

三重県知事 一見勝之

櫛田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 1354 番地 1）

就任理事

多気郡明和町大字坂本 1460 番地

中西千泰

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 5 月 2 日

三重県知事 一見勝之

一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂町 3315 番地）

退任理事

松阪市小野町 316 番地 1

山本清巳

〃 大阿坂町 799 番地

沼田芳久

〃 小阿坂町 93 番地 1

城塚秀郎

〃 〃 986 番地

坂口誠

〃 美濃田町 1059 番地

庄司正春

〃 〃 42 番地

川北一彰

〃 上ノ庄町 138 番地

増田龍夫

〃 〃 852 番地

小林由和

〃 中ノ庄町 1376 番地

辻章

〃 〃 1451 番地

松田清伸

〃 嬉野黒野町 1862 番地

和田浩

〃 嬉野森本町 482 番地

藤永始嗣

退任監事

松阪市伊勢寺町 802 番地

久保治郎

〃 中ノ庄町 1446 番地 1

北川久

〃 嬉野黒野町 309 番地

前川豊

〃 嬉野算所町 228 番地 1

杉山正樹

就任理事

松阪市小野町 332 番地

佐波孝和

〃 大阿坂町 149 番地

伊藤浩

〃 小阿坂町 93 番地 1

城塚秀郎

〃 〃 1225 番地 1

谷口英志

〃 美濃田町 1059 番地

庄司正春

〃 〃 42 番地

川北一彰

〃 上ノ庄町 1747 番地 2

田中昭広

〃 〃 387 番地

田中誠

〃 中ノ庄町 1451 番地

松田清伸

〃 〃 1378 番地

小林久二

〃 嬉野黒野町 1862 番地

和田浩

〃 嬉野薬王寺町 454 番地

中山正直

就任監事

松阪市伊勢寺町 98 番地

久保悦雄

松阪市上ノ庄町 834 番地
 〃 嬉野黒野町 309 番地
 〃 嬉野算所町 228 番地 1

小林孝重
 前川豊
 杉山正樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 5 月 2 日

三重県知事 一見勝之

明和土地改良区（多気郡明和町大字大淀 595 番地）

退任理事

多気郡明和町大字山大淀 3205 番地
 〃 〃 大字大淀乙 728 番地 1
 〃 〃 大字大淀甲 2590 番地
 〃 〃 大字馬之上 142 番地 5
 〃 〃 〃 321 番地
 〃 〃 大字佐田 1370 番地
 〃 〃 大字川尻 780 番地
 〃 〃 大字志貴 1131 番地
 〃 〃 大字八木戸 286 番地
 〃 〃 大字上村 738 番地
 〃 〃 大字竹川 218 番地 1
 〃 〃 大字斎宮 1086 番地
 〃 〃 大字明星 1711 番地 1
 〃 〃 大字斎宮 1759 番地 3
 〃 〃 大字明星 524 番地

鈴木良一
 田端保正
 土屋覚
 南野光輝
 辻忠克
 寺前和彦
 中西義憲
 小林邦久
 中川英利
 北山恭平
 辻孝
 橋本久雄
 大川浩
 山岡剛
 西尾輝幸

退任監事

多気郡明和町大字中海 53 番地
 〃 〃 大字中村 705 番地
 〃 〃 大字坂本 1258 番地 85

西場松男
 西口和之
 池山昭

就任理事

多気郡明和町大字山大淀 3205 番地
 〃 〃 大字大淀甲 2590 番地
 〃 〃 〃 803 番地 2
 〃 〃 大字中海 53 番地
 〃 〃 大字佐田 1110 番地 4
 〃 〃 〃 646 番地 1
 〃 〃 大字志貴 1131 番地
 〃 〃 大字八木戸 286 番地
 〃 〃 大字中村 713 番地 1
 〃 〃 大字上村 738 番地
 〃 〃 大字竹川 218 番地 1
 〃 〃 大字斎宮 1086 番地
 〃 〃 大字明星 2015 番地 1
 〃 〃 大字平尾 303 番地
 〃 〃 大字明星 1199 番地 25

鈴木良一
 土屋覚
 山口鉄二
 西場松男
 北村忠之
 山川孝
 小林邦久
 中川英利
 山本光也
 北山恭平
 辻孝
 橋本久雄
 田端学
 大和谷徹
 長岡孝

就任監事

多気郡明和町大字岩内 146 番地
 〃 〃 大字明星 794 番地
 〃 〃 〃 1526 番地 12

児島吉男
 竹本博
 奥田元康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年5月2日

三重県知事 一見勝之

名古土地改良区（多気郡多気町波多瀬1607番地）

退任理事

多気郡多気町波多瀬1614番地

山本 忠

〃 〃 〃 1693番地

坂口 藤雄

〃 〃 〃 1675番地

坂口 吉春

〃 〃 〃 1653番地3

山本 正幸

〃 〃 〃 1733番地2

坂口 陽子

退任監事

多気郡多気町波多瀬150番地

高橋 幸照

〃 〃 〃 1667番地

田牧 久代

就任理事

多気郡多気町波多瀬1614番地

山本 忠

〃 〃 〃 1693番地

坂口 藤雄

〃 〃 〃 1675番地

坂口 吉春

〃 〃 〃 1653番地3

山本 正幸

〃 〃 〃 1733番地2

坂口 陽子

就任監事

多気郡多気町波多瀬150番地

高橋 幸照

〃 〃 〃 1667番地

田牧 久代

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町628番地3）の定款の変更を認可しました。

令和7年5月2日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、櫛田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町1354番地1）の定款の変更を認可しました。

令和7年5月2日

三重県知事 一見勝之

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年5月2日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|----------------|---|
| 1 特定役務の名称 | 税制改正に係る令和7年度第1回総合税システム仕様変更業務 |
| 2 担当部局 | 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階
総務部税務企画課電算班 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和7年4月10日 |
| 4 契約の相手方 | 津市羽所町700番地
富士通Japanc株式会社東海公共ビジネス部 部長 馬渕 正人 |
| 5 契約金額 | 92,233,240円（うち消費税及び地方消費税 8,384,840円） |

6 決 定 手 続 隨意契約

7 隨 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
